

【受け入れ基準】

利用当日に満たしておく条件

| | | |
|-----|--------|----------------------------|
| 条 件 | ①体温 | 39.0℃以上の高熱が持続しておらず、消耗していない |
| | ②食欲 | 水分摂取・哺乳が可能で、脱水症状がなく、食事が可能 |
| | ③消化器症状 | 嘔吐はほぼ消失し、頻回・多量の下痢ではない |
| | ④呼吸器症状 | 呼吸困難症状がない |
| | ⑤その他 | 重篤になる危険性が低い |

各種感染性疾患等の利用許可基準

| | | |
|-----------------|-----------------------------------|--------------------------|
| 麻疹 | 解熱後3日が経過すれば利用可能 | =学校保健法の登園・登校停止期間が過ぎれば利用可 |
| 風疹 | 発疹の消失後は利用可能 | |
| 水痘 | すべての発疹が痂皮化すれば利用可能 | |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺などの腫脹出現後5日が経過すれば利用可能 | |
| 咽頭結膜熱 | 主症状消失後2日が経過すれば利用可能 | |
| 流行性角結膜炎 | 感染の恐れがないと認められれば利用可能 | |
| インフルエンザ | 発症後4日を経過しかつ解熱していれば(=登園可能日の前日)利用可能 | |
| 溶連菌咽頭炎 | 抗菌薬の内服開始後利用可能 | |
| マイコプラズマ感染症 | 利用可能 | |
| RSウイルス感染症 | | |
| ヒトメタニューモウイルス感染症 | | |
| ヘルパンギーナ | | |
| 手足口病 | | |
| 突発性発疹 | | |
| 感染性胃腸炎 | 嘔吐、頻回・多量の下痢がなく、水分・食事が摂取できれば利用可能 | |
| その他 | 骨折、捻挫等の外傷 など | |

*解熱とは原則として(解熱剤の使用なく)おおよそ37.5℃未満に解熱したことです。

*伝染性軟属腫(みずいぼ)、伝染性膿痂疹(とびひ)、頭ジラミは利用可能ですが、申込時に保護者よりご連絡ください。

預かりが不可能な場合

| |
|--|
| ①感染性疾患(麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、感染性胃腸炎など)の急性期で、他児に感染する恐れが強い。 |
| ②感染しやすく、一旦感染すれば重症になる危険性が高い。 血液腫瘍疾患や重症心疾患、重症腎疾患、膠原病などや、免疫抑制剤を使用している児など。 |
| ③39.0度以上の発熱が続いている。 |
| ④嘔吐・下痢がひどく脱水症状(皮膚や唇の乾燥、涙が出ない、ぐったりして元気がないなど)がある。 |
| ⑤咳がひどく、呼吸困難である(喘息発作を含む)。 |
| ⑥医師により受入れが不可能と判断された場合。 |
| ⑦新型コロナウイルス感染症及び濃厚接触者と判断された場合。 |
| ⑧その他、別に定める場合(随時ホームページに掲載)。 |